

桶川市地球温暖化対策実行計画

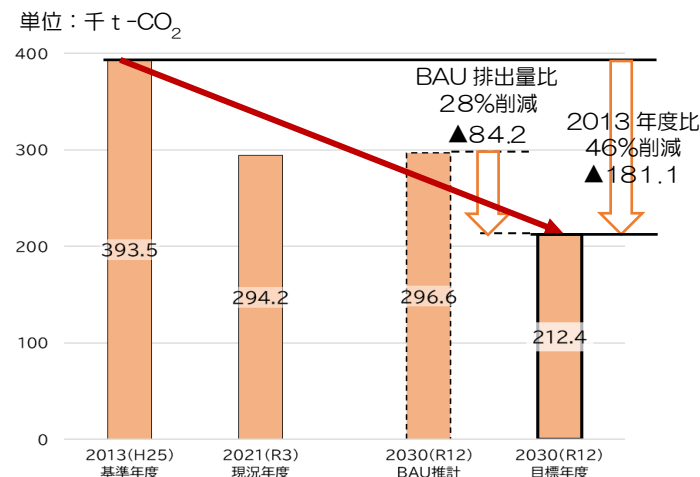
基本目標1
脱炭素・気候変動適応型社会の構築

気候変動の緩和策

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第4項に基づき、本市域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス排出量の削減等を行うものです。また、基本目標である「脱炭素・気候変動適応型社会の構築」を目指して5つの施策を展開し、総合的・計画的な推進を図っていきます。

温室効果ガス排出量削減目標

- 目標年度の令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量について、平成25年度（2013年度）比46%の削減を目指します。



温室効果ガス排出量削減施策

1 再生可能エネルギーの創出	太陽光発電システムの導入 自家消費型の太陽光発電の推進
2 省エネルギー対策の推進	省エネ家電・設備の普及促進 省エネ性能の高い住宅等の普及促進 移動の脱炭素化の推進 事業活動における省エネの普及促進
3 環境にやさしいまちづくりの推進	歩いて暮らせるまちづくりの推進 ヒートアイランドを緩和するまちづくりの推進
4 ごみの減量化・資源化	ごみの発生抑制・減量化の推進 再使用・資源化の推進 広域ごみ処理施設の整備
5 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進	環境配慮行動の推進

桶川市気候変動適応計画

基本目標1
脱炭素・気候変動適応型社会の構築

気候変動の適応策

本計画は、気候変動適応法第12条に基づき、本市域の自然的状況等に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るものです。温暖化による気候変動の影響を避けるため2つの施策を展開していきます。

気候変動適応策

分野	施策
① 農業	農業への影響の軽減
② 水環境・水資源	水環境・水資源への影響の軽減
③ 自然生態系	自然生態系の保全
④ 自然災害	自然災害に対する防災・減災対策の推進
⑤ 健康	健康被害の防止
⑥ 市民生活・都市生活	暑熱による生活への影響の軽減

1 各分野における適応策の推進

2 気候変動の影響把握と理解醸成

① 市域における気候変動の影響に関する情報の収集

② 気候変動による生活や事業活動への影響に関する情報の提供

一人ひとりができることから始めましょう

熱中症対策

- エアコン・扇風機を上手に使用している
- 部屋の温度を測っている
- 部屋の風通しを良くしている
- こまめに水分・塩分を補給している
- シャワーやタオルで体を冷やす
- 暑い時は無理をしない
- 涼しい服装をしている外出時には日傘・帽子
- 涼しい場所・施設を利用する
- 緊急時・困った時の連絡先を確認している

熱中症特別警戒アラート時

- 熱中症特別警戒アラート発表期間中に解放されるクーリングシェルター(指定暑熱避難施設)を活用

自然災害時への対応

- ハザードマップを見て危険なエリアと避難場所を確認
- 災害時連絡手段の確認
- 非常持ち出しものをカバンに詰める
- 避難時における声掛け
- 桶川市防災情報メール等の活用



第二次桶川市環境基本計画(概要版)

発行日 令和7年3月
企画編集 桶川市環境経済部環境対策推進課

〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号
電話：048-786-3211(代表)
E-mail：kankyo@city.okegawa.lg.jp

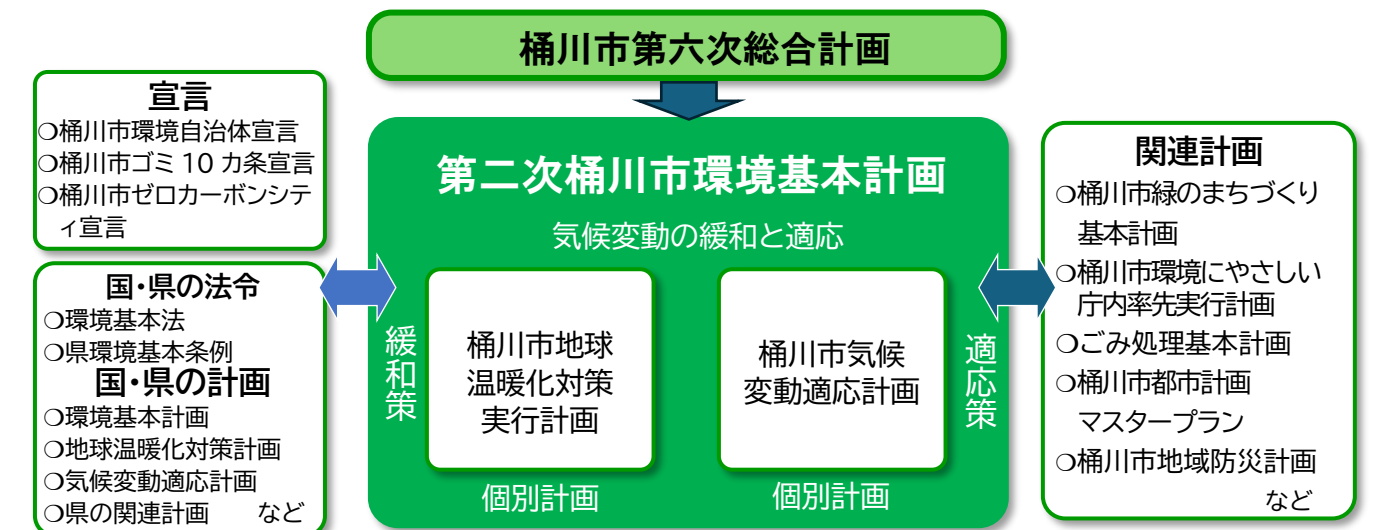


第二次桶川市環境基本計画 概要版

第二次桶川市環境基本計画は、桶川市第六次総合計画のまちづくりの方向性として定められた政策である「環境にやさしく みどりと調和した 桶川」を環境像として、その実現に向けて、「脱炭素・気候変動適応型社会の構築」「資源循環型社会の構築」「安心・安全な生活環境の創出」「自然共生社会の構築」を4つの基本目標とします。また、各基本施策を基に施策を展開し、SDGsの理念に沿い、環境・経済・社会にかかわる諸問題の解決に向け総合的に取り組めます。

計画の位置づけ

第二次桶川市環境基本計画は、桶川市第六次総合計画を上位計画とし、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向などを定め、総合的かつ計画的に進めていくための環境行政のマスタープランです。また、今日の様々な環境問題と密接に関連し、喫緊の環境課題である気候変動の緩和と適応に向けた取組と一体的に推進していくため、「桶川市地球温暖化対策実行計画」と「桶川市気候変動適応計画」の2つの計画も含めて策定しました。



計画期間

令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）まで

目指す環境の姿

環境像

環境にやさしく みどりと調和した 桶川

脱炭素社会や循環型社会の形成は、地球温暖化など深刻化する環境問題の改善につながり、自然空間や公園など多様なみどりや水辺の存在は、生物多様性や生態系の保全につながるとともに日々の生活に憩いと安らぎを与えます。

このため、再生可能エネルギーの導入、ごみの減量化や再資源化、河川や雑木林、公園などのみどりや水辺の保全と活用を図り、人と自然にやさしく、みどり豊かで快適なまちづくりを進めます。

基本目標1 脱炭素・気候変動適応型社会の構築

気候変動問題は地球規模で深刻化し、その影響は本市にも現れており、温室効果ガス排出量削減と気候変動影響の回避の両面から総合的に気候変動対策を進めていく必要があります。

そのため、本市では令和32年（2050年）までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」として、主体的に取り組んでいくことを宣言しました。この宣言を基に市民や団体、事業者、市が、相互に連携・協力し、温室効果ガス排出量削減に向けた取組である緩和策（第5章）と気候変動の影響の回避・軽減に向けた取組である適応策（第6章）を推進し、脱炭素・気候変動適応型社会の構築を目指します。



第5章 桶川市地球温暖化対策実行計画

基本施策1 気候変動緩和策の推進

- ①再生可能エネルギーの創出
- ②省エネルギー対策の推進
- ③環境にやさしいまちづくりの推進
- ④ごみの減量化・資源化
- ⑤脱炭素型ライフスタイルへの転換促進

第6章 桶川市気候変動適応計画

基本施策2 気候変動適応策の推進

- ①各分野における適応策の推進
 - ① 農業
 - ② 水環境・水資源
 - ③ 自然生態系
 - ④ 自然災害
 - ⑤ 健康
 - ⑥ 市民生活・都市生活
- ②気候変動の影響把握と理解醸成

基本施策1 公害の防止

- ①典型7公害の防止
- ②環境リスクへの対応

基本施策2 良好な生活環境の形成

- ①生活排水施設等の整備
- ②衛生的で快適な生活環境の確保

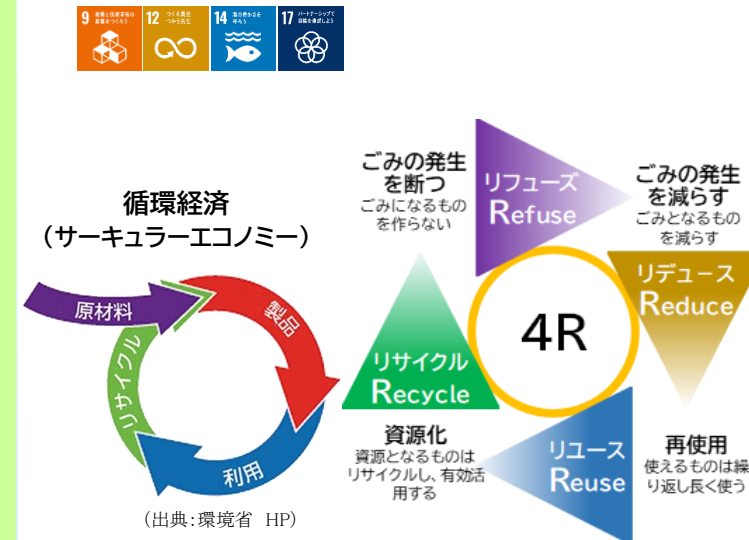
国内では、かつての産業型公害の改善は大きく進展しましたが、PM2.5や光化学スモッグなどの大気汚染、海洋汚染など、環境汚染が拡大・広域化してきています。また、気候変動に伴う感染症媒介生物の生息域拡大や災害時における衛生環境の確保をはじめ、新型コロナウイルス感染症、原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散、有害物質による環境被害など、環境面のリスクも増大してきています。

本市では、典型7公害の状況を把握するための環境調査をはじめ、不法投棄の防止や河川の水質保全・改善に向けた公共下水道の整備や更新、合併処理浄化槽の設置を推進し、衛生的な生活環境の確保に努めています。こうした取組を継続的に進めていくとともに、新たな環境リスクへの対応を図ることで、安心で安全な生活環境の創出を目指します。



基本目標3 安心・安全な生活環境の創出

基本目標2 資源循環型社会の構築



SDGsのゴールのひとつとして『つくる責任つかう責任』が掲げられ、持続可能な地域社会の実現に向けて資源が循環利用される循環型社会の構築に向けた取組が求められています。

そのため、今後は現在の取組を継続していくとともに、食品ロス削減やプラスチック資源循環利用、廃棄物の広域処理、循環経済への移行など市だけでは対応できない課題等について、関連する自治体、市民や団体、事業者等と連携し取組を推進することで、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却し、資源循環型社会の構築を目指します。

基本施策1 4Rの推進

- ①リフューズの推進
- ②リデュースの推進
- ③リユースの推進
- ④リサイクルの推進

基本施策2 安定したごみ処理体制の構築

- ①広域ごみ処理施設の整備
- ②環境センターの維持管理

基本施策1 生物多様性の保全

- ①自然生態系等の保全
- ②特定外来生物対策

基本施策2 身近な自然環境の保全

- ①緑の保全と活用
- ②公共空間の緑化



持続可能な社会の実現には、地球全体とそれぞれの地域において、生物多様性が健全な状態で保全され、その恵みを将来にわたって引き継いでいくことができる社会（自然共生社会）となっている必要があります。SDGsでも、海の豊かさや陸の豊かさを守ることがゴールとなっています。

市では、市民や団体、事業者と協力して水辺の緑の保全・再生、市民緑地や保存樹林・樹木の指定、公園や緑地などの維持管理、特定外来生物対策などにより、自然の保全・再生を進めています。

こうした取組を継続的に進めていくとともに、限られた緑を保存し維持するための更なる取組を進めることで、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された、自然共生社会の構築を目指します。

基本目標4 自然共生社会の構築